

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの一部改定について

1. 自転車施策の背景

- 自転車は、身近な移動手段等として重要な役割を担うものであり、昨今の健康増進や環境保全への意識の高まりなどを背景に利用ニーズが一段と高まっている。
- わが国全体の交通事故件数は、過去10年間（平成17～27年）で4割減少しているものの、自転車対歩行者の事故件数は横ばいの傾向にあり、自転車通行環境を取り巻く現状は、依然として厳しい状況。

2. これまでの取組

- 平成24年11月、国土交通省と警察庁は共同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定。
- 平成26年12月、さらに自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策や安全な自転車通行空間を早期に確保する方策等について審議を行うため国土交通省と警察庁を共同事務局として、有識者による検討委員会を開催。
- 平成28年3月、同委員会は、「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策を提言。

3. ガイドラインの改定について

- 提言を踏まえ、現行ガイドラインのうち、「Ⅰ. 自転車通行空間の計画」、「Ⅱ. 自転車通行空間の設計」について改定。

<主なガイドライン改定内容>

- ・ 段階的な計画策定方法の導入
- ・ 暫定形態の積極的な活用
- ・ 路面表示の仕様の標準化
- ・ 自転車道は一方通行を基本とする考え方の導入 等

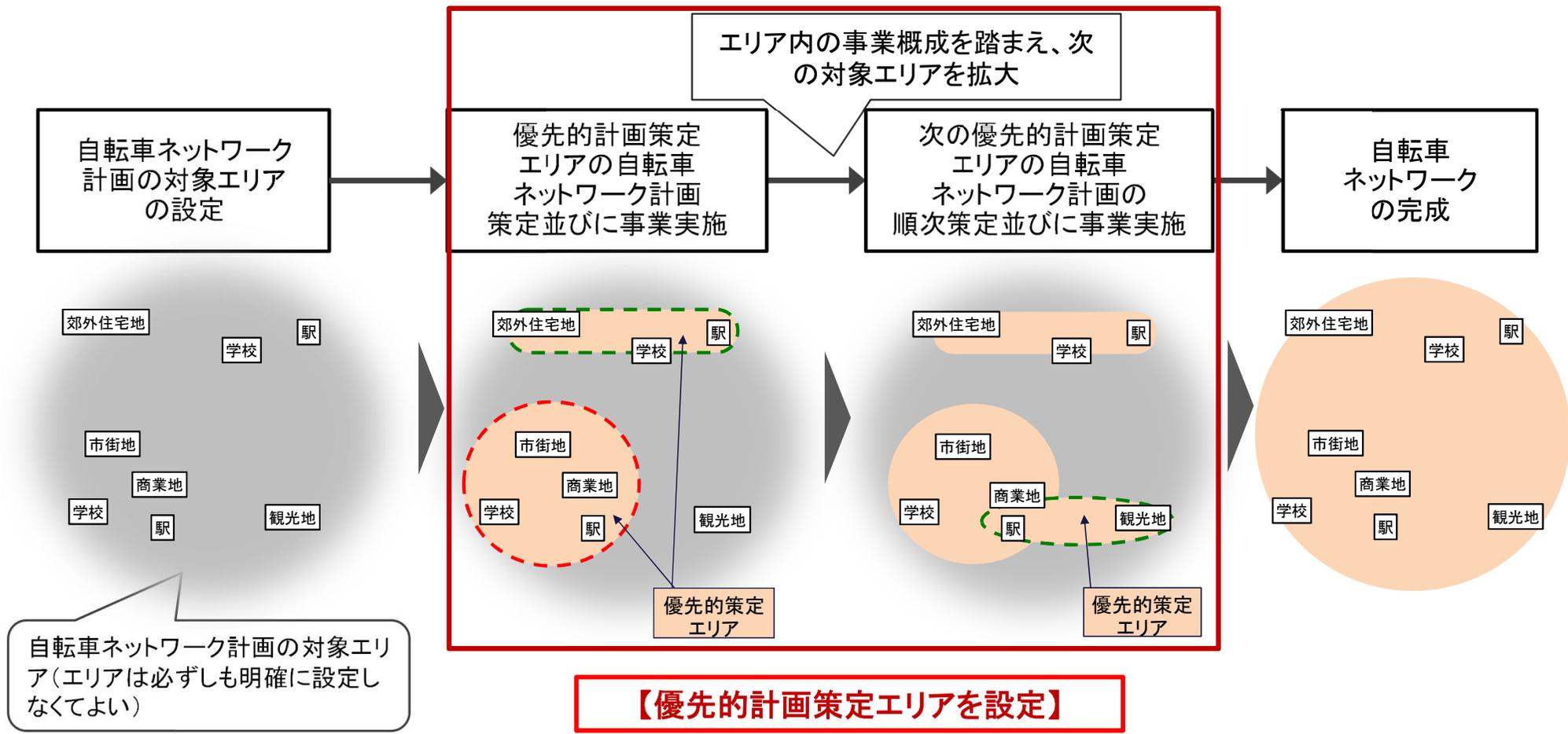
- 平成28年7月19日、国土交通省道路局より道路管理者（直轄、自治体）及び警察庁交通局より都道府県警察に発出。

段階的なネットワーク計画策定方法の導入

■ガイドライン改定のポイント

- ⇒自転車ネットワーク等を対象とした、段階的なネットワーク計画策定方法の導入
- ⇒市町村全域ではなく、優先的計画策定エリアから段階的に策定

■段階的なネットワーク計画策定方法



暫定形態の積極的な活用

■ガイドライン改定のポイント

⇒完成形態(本来の整備形態)による整備が当面困難な場合には、車道通行を基本とした暫定形態を積極的に活用

(ネットワーク計画対象路線においては、自転車歩行者道の活用は整備形態の選択肢から除外)

⇒自転車道は一方通行を基本

■整備形態の柔軟な対応例(完成形態が自転車道の場合)

現行ガイドライン

【完成形態】



【暫定形態】

自転車歩行者道の活用を検討



自転車道として整備ができない場合、車道通行を基本とした暫定形態を検討

改正ガイドライン

【完成形態】



【暫定形態】



ネットワーク路線では、自転車歩行者道に依存せず、①～③を柔軟に組み合わせ、ネットワーク形成を加速



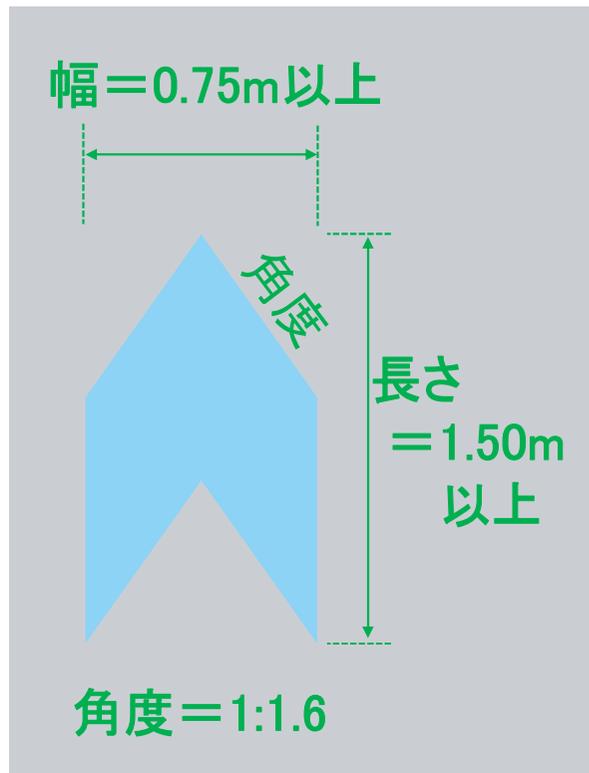
路面表示の仕様の標準化

■ガイドライン改定のポイント

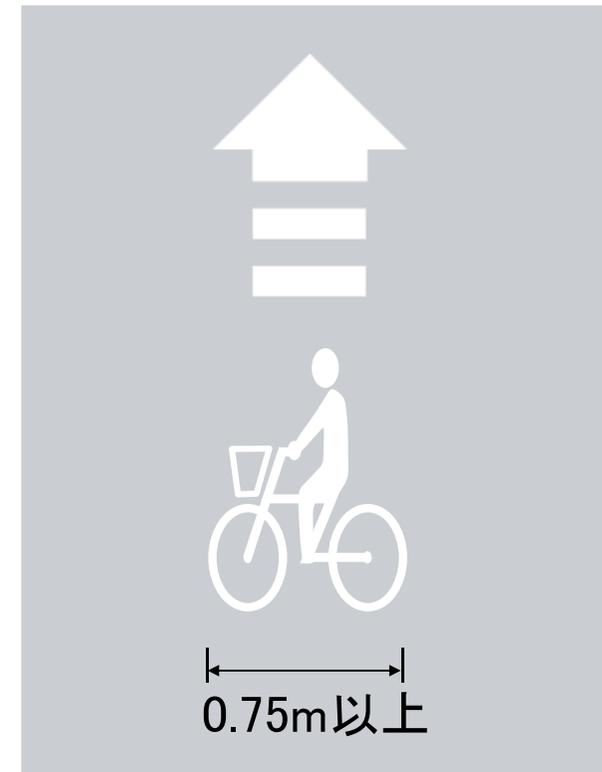
⇒ 自転車のピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様の標準化

- ・自転車のピクトグラムは、進行方向に対して左向き・矢印と組合せて表示。
- ・自転車専用通行帯は帯状路面表示、車道混在は矢羽根型路面表示。(青色を標準)

■路面表示の仕様の標準化



【矢羽根】



【ピクトグラム】